

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都墨田区東墨田二丁目24番19号

氏名 株式会社亀田
代表取締役 亀田 通

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 3月 24日

許可の有効年月日 令和 7年 3月 23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 処分 (中間処理)

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破碎: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上5種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地: 東京都墨田区東墨田二丁目24番20号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破碎	廃プラスチック類	1.29 (t/日)		平成12年1月31日		
	紙くず	0.69 (t/日)				
	木くず	2.41 (t/日)				
	金属くず	1.64 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	4.25 (t/日)				

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成12年 3月 24日 新規許可

令和 2年 3月 24日 更新許可 (第4回)

令和 6年 8月 19日 変更届 中間処理施設所在地の移転

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

都認定番号: 1-22-F0048

産廃プロフェッショナル

